

大学院教育支援機構 企業寄附奨学制度
DDD (Division of Graduate Studies Donor Designated Scholarship)
令和6年度オリエンタル白石株式会社奨学金 募集要項

1. 趣旨

この奨学制度は、本学卒業生や修了生が活躍する民間企業等からの寄附を原資として、極めて優秀な本学大学院生に経済支援を行い研究活動を奨励するとともに、本学及び本学大学院生と民間企業等とが積極的に交流を行い、研究インターンシップ等を含む産学協同教育の発展、大学院生のキャリアプランの具体化、業界理解の促進を実現することを目的として実施する。

本奨学金は、オリエンタル白石株式会社からの寄附による奨学制度である。

2. 奨学金の支援条件

- ① 令和6年(2024年)4月現在、本学の修士課程、博士後期課程、博士課程、専門職学位課程のいずれかに在籍していること。研究科は問わない。
- ② 学業優秀であること。
- ③ 標準修業年限を越えていないこと。
- ④ 7. に定める産学協同教育の取組に参加すること。
- ⑤ 年度末に成果報告書を提出すること。

なお、成果報告書は大学院教育支援機構のウェブサイトに掲載する。

家計基準は設けない。

他の民間奨学財団奨学金等との併給は妨げない。ただし、当該民間奨学財団奨学金等に併給制限が設けられていないか必ず確認すること。

また、他のDDD参画企業の奨学金への併願は妨げない。ただし、併給することはできない。

3. 奨学金の支援人数と金額

2人 1人あたり年45万円(大学を通じて2回に分けて支給する。)

休学する場合は当該期間の奨学金支援を中断する。このとき、中断した期間に係る奨学金の復学後の取扱いはオリエンタル白石株式会社と個別に調整する。ただし、出産・育児・傷病の場合等、研究を継続することが困難になった場合に、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行う場合がある。

4. 奨学金の支援対象者の決定

大学院教育支援機構に置く選抜委員会が本奨学金への応募者を選抜したのち、支援対象候補者をオリエンタル白石株式会社に推薦する。

オリエンタル白石株式会社は、推薦された大学院生のうちから支援対象者を決定する。選抜結果は、6月中旬までに応募者にメールで通知する。

5. 応募の手続き

以下の応募書類を揃えて期限までに提出すること。

- ① 奨学金申請書&学部課程以降の直近までの成績・・・学生が提出
- ② 指導教員等推薦書・・・指導教員等が提出
(②は学生からの提出は認めない、学生が責任をもって指導教員等に期限までの作成・アップロードを依頼すること)

応募期限は、5月15日(水) 17:00(必着)

それぞれ以下のアップロードフォームにより提出すること。**①は奨学金申請書&学部課程以降の直近までの成績を、まとめて1つのPDFファイルとすること。**

いかなる理由があっても上記の方法以外での応募(メール、郵送、持参)は受理しない。また、応募期限後は一切受理しない。一度アップロードした応募書類の差替え・変更等は一切認めない。

ネットワークやサーバーの不具合等による遅延・トラブル等には一切責任を負わない。時間には十分余裕を持って準備すること。

アップロードフォーム

- ① 奨学金申請書 <https://u.kyoto-u.jp/gc1xq>
- ② 指導教員等の推薦書 <https://u.kyoto-u.jp/go11n>

※注意事項

- ・ 上記の所定様式を使用すること。所定様式以外での応募は認めない。
- ・ 応募後はどのような事情があっても、応募書類の記載事項を変更し、又は補充することは認めない。
- ・ 応募は1人1件に限る。2件以上応募した場合、全ての応募を無効とする。
- ・ 応募書類に虚偽が発見された場合は、支援決定後であっても開始時に遡って資格を喪失させ支援を終了することがある。

6. 支援の取消し

以下のいずれかに該当する場合には奨学金の支援を取り消し、又は支援を一時停止する場合がある。

- ① 学修又は研究への取組の状況が不十分であるとき
- ② 退学、停学、休学したとき
- ③ 京都大学通則(昭和28年達示第3号)第53条の規定により準用する第32条第1項の規定による懲戒を受けたとき

- ④ その他採用を取り消し、又は支援を一時停止すべき事由があると大学院教育支援機構長が判断したとき

7. 産学協同教育の取組

本奨学金の支援を受ける大学院生は、オリエンタル白石株式会社又は大学院教育支援機構が指定する産学協同教育に資する取組に参加しなければならない。

8. 個人情報の取扱い

奨学金支援対象者の選考に係る応募書類に記載された個人情報は「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき厳重に管理し、選考に係る業務遂行のみに利用する。

ただし、支援対象者となった場合には、所属や氏名を公表する場合がある。また、本制度の広報について大学院教育支援機構から取材や撮影の依頼がある場合は、積極的にこれに協力する必要がある。

9. 問合せ先

京都大学大学院教育支援機構

Tel : 075-753-5402, 3315

E-mail : graduate_studies_office@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

Website : <https://www.kugd.k.kyoto-u.ac.jp/>

多数の問合せが集中することでメールの返信に時間が掛かる場合があるため、時間には十分余裕を持って応募準備をすること。また、回答に正確を期すため、問合せは可能な限りメールで行うこと。

以上